

品川区母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

制定 平成17年 3月15日区長決定

要綱第 16号

改正 平成17年 4月27日

改正 平成21年 3月25日要綱第174号

改正 平成21年 7月 1日要綱第435号

改正 平成24年 3月28日要綱第 75号

改正 平成25年 4月 1日要綱第 77号

改正 平成26年 5月14日要綱第 85号

改正 平成26年12月18日要綱第168号

改正 平成27年 3月16日要綱第240号

改正 平成27年12月25日要綱第547号

改正 平成28年 5月12日要綱第191号

改正 平成28年12月19日要綱第260号

改正 平成30年 8月 1日要綱第172号

改正 平成31年 1月22日要綱第 13号

改正 令和 元年 7月24日要綱第283号

改正 令和 3年 6月 1日要綱第161号

改正 令和 4年 5月26日要綱第160号

改正 令和 6年 5月21日要綱第256号

改正 令和 6年10月10日要綱第353号

改正 令和8年2月19日要綱第 1号

(目的)

第1条 母子家庭の母が、就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で受講する際には、その期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境が必要である。また、父子家庭においても、所得の状況や、就業の状況などから母子家庭と同様の困難を抱える家庭がある。そこで当該資格に係る養成訓練の受講期間について、母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にし、もって母子家庭または父子家庭の経済的自立を促進することを目的とする。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進給付金(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金および法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。)
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金(法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金および父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」とい

う。)

(支給対象者)

第3条 訓練促進給付金の支給対象者は養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日(以下「修業開始日」という。)および当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日(以下「修了日」という。)において、次の要件を全て満たす品川区に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父(法第6条第1項または第2項に定める配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものをいう。)とする。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること(ただし、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第6条の7の規定は適用しない。)。なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。
- (2) 養成機関において修業年限6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。
- (3) 就業または育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (4) 訓練促進給付金については、原則として、過去に訓練促進給付金の支給を受けていないこと。
- (5) 修了支援給付金については、原則として、過去に修了支援給付金の支給を受けていないこと。

(対象資格)

第4条 支給対象となる資格は次に掲げるものとする。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師
- (3) 介護福祉士
- (4) 保育士
- (5) 理学療法士
- (6) 作業療法士
- (7) 保健師
- (8) 助産師
- (9) 理容師
- (10) 美容師
- (11) 歯科衛生士
- (12) 社会福祉士
- (13) 製菓衛生師
- (14) 調理師
- (15) シスコシステムズ認定資格
- (16) LPI認定資格
- (17) その他、就職の際に有利となるものであつて、かつ法令の定めにより養成機関において6月以上のカリキュラムの修業が予定されている資格(雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座)について、上記に準じ区長が地域の実情に応じて定めるもの。

(支給期間等)

第5条 訓練促進給付金の支給期間は、第4条の対象者が修業する期間に相当する期間(その期間が48月を超えるときは、48月)を超えない期間とする。

2 令和3年4月1日より、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48月を超えない範囲で支給するものとする(令和2年度以前に修業を開始し、令和3年4月1日時点で修業中の者についても、通算48月を超えない範囲で支給して差し支えない。)

3 訓練促進給付金の支給については、月を単位として支給するものとし、支給対象期間の申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

4 修了支援給付金の支給については、修了日を経過した日以後に支給するものとする。

なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

(支給額等)

第6条 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 対象者および当該対象者と同一の世帯に属する者(当該対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度(4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者ならびに母子家庭自立支援給付金および父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額10万円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月(その期間が12月未満であるときは、当該期間)については、月額14万円。平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額14万1千円)。

(2) 第1号に掲げる者以外の者 月額7万5百円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月(その期間が12月未満であるときは、当該期間)については、月額11万5百円)

2 修了支援給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 対象者および当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円

(2) 第1号に掲げる者以外の者 2万5千円

(事前相談の実施)

第7条 当該母子家庭の母または父子家庭の父を対象として、事前相談を行い、受給希望者の把握に努めるものとする。

2 事前相談においては、当該母子家庭の母または父子家庭の父の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握し、審査するものとする。また、生活状況についても聴取等を行い、支給の必要性についても十分精査するものとする。平成28年1月20日以降に養成機関に入学または卒業する者については、東京都社会福祉協議会が実施主体である「東京都ひとり親家庭高等職業訓練促

進資金貸付事業」の入学準備金および就職準備金について紹介すること、また、東京都母子及び父子福祉資金等の技能習得資金等についても紹介することとする。

なお、事前相談の際には、プライバシーに十分配慮するものとする。

(給付金の支給等)

第8条 給付金の支給を受けようとする対象者は、区長に対して、母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書(第1号様式。以下「支給申請書」という。)を提出するものとする。なお、訓練促進給付金の支給申請は修業を開始した日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日から起算して30日以内に行わなければならないものとする。

2 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 訓練促進給付金

ア 当該対象者およびその扶養している児童の戸籍謄本または抄本およびこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

イ 次に掲げるいずれかの書類

(ア) 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し

(イ) 当該対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額ならびに加算対象扶養親族(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。)および生計維持児童(受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。)の有無および数、老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数についての区市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」(第2号様式))および当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての区市町村長の証明書を含む。)

(ウ) 当該対象者の前々年(1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年)の所得の額ならびに加算対象扶養親族および生計維持児童の有無および数、老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数についての区市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」(第2号様式))および当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての区市町村長の証明書を含む。)

ウ 第6条第1項第1号に掲げる者にあつては当該対象者および当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第6条第1項(1)に掲げる者に該当することを証明する書類

エ 地方税関係情報取得に関する同意書(第3号様式)

オ 支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類

カ その他区長が必要と認める書類等

(2) 修了支援給付金

ア 当該対象者およびその扶養している児童の戸籍謄本または抄本(修業開始日および修了日における状況を証明できるものに限る。)

イ 次に掲げるいずれかの書類

(ア) 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し

(イ) 当該対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額ならび

に加算対象扶養親族および生計維持児童の有無および数、老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数についての区市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」(第2号様式))および当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての区市町村長の証明書を含む。)

- (ウ) 当該対象者の前々年(1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年)の所得の額ならびに加算対象扶養親族および生計維持児童の有無および数、老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数についての区市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」(第2号様式))および当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての区市町村長の証明書を含む。)

ウ 対象者の属する世帯全員の住民票の写し(修了日における状況を証明できるものに限る。)

エ 第6条第2項第1号に掲げる者にあつては、当該対象者および当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第6条第2項第1号に掲げる者に該当することを証明する書類(修了日の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度とする。))の状況を証明できるものに限る。)

オ 地方税関係情報取得に関する同意書(第3号様式)

カ 修業していた養成機関の長が証明する修了を証明する書類

キ その他区長が必要と認める書類等

- 3 修了支援給付金の申請は、修了日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。
- 4 区長は、支給申請があつた場合は、当該母子家庭の母または父子家庭の父が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定し、その決定を行ったときは、訓練促進給付金の場合にあつては母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給審査結果通知書(第4号様式)により、修了支援給付金の場合にあつては母子家庭及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金審査結果通知書(第4号様式の2)により、その旨を当該母子家庭の母または父子家庭の父に通知するものとする。
- 5 前項により支給決定を受けた者は、母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等請求書(第5号様式)に修業している養成機関の長が発行する在籍を証明する書類を添付して区長に提出し、支給を受けるものとする。
- 6 訓練促進給付金等の支給については、本人の意向も踏まえつつ、対象資格が当該母子家庭の母または父子家庭の父を適職に就かせる観点から適当であるかも含め審査を行うものとし、必要に応じて審査委員会等を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮して判定するものとする。

(修業期間中の受給者の状況の確認等)

第9条 区長は、訓練促進給付金を受けている受給者に養成機関に在籍することを確認するため、養成機関に在籍することを証明する書類の提出、出席状況の報告または修得単位証明書等の提出を求めることができるものとする。

- 2 区長は、受給者に対し、前項のほか、給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができるものとする。
- 3 受給者が、次の各号のいずれかに該当したときは、やむを得ない事由があるときを除き、その日から起算して14日以内に、当該受給者に次の各号のいずれかに該当することとなった日を確認することができる書類の写しを添付した母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届(第6号様式)を区長に届けなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、提出を省

略させることができるものとする。

- (1) 母子家庭の母または父子家庭の父でなくなった場合
- (2) 児童扶養手当の支給対象となる所得水準を超えてから1年を経過した場合
- (3) 養成機関における修業を止めた場合
- (4) 品川区内に住所を有しなくなった場合

4 受給者が、次の各号のいずれかに該当したときは、やむを得ない事由があることを除き、その日から起算して14日以内に、当該受給者に次の各号のいずれかに該当することとなった日を確認することができる書類の写しを添付した母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金受給資格変更届(第7号様式)を区長に届けなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、提出を省略させることができるものとする。

- (1) 当該受給者または当該受給者と同一の世帯に属する者(当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)に係る区市町村民税の課税状況が変わった場合
- (2) 世帯を構成する者に移動があった場合
- (3) 品川区内で住所が変更した場合

(支給決定の変更)

第10条 区長は、第9条第4項の申出または公簿等の確認により訓練促進給付金の支給額、支給期間等に変更が生じたときは、その旨を母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給変更決定通知書(第9号様式)により当該受給者に通知するものとする。

(支給決定の取消)

第11条 区長は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消し、遅滞なく、その旨を母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給決定取消通知書(第8号様式)により当該受給者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第12条 区長は、受給者が偽りその他不正の手段により訓練促進給付金または修了支援給付金の支給を受けたときまたは支給要件に該当しなくなったときは、支給額に相当する金額の全部または一部を受給者から返還させることができる。

(関係機関等との連携)

第13条 母子・父子自立支援プログラム策定員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行うなど母子家庭の母または父子家庭の父の就業を支援すること。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、子ども未来部長が定める。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日以降に養成機関において受講を開始した者から適用することとし、同日前から養成機関において受講をしている者については、従前の例によることとする。

付 則

この要綱は、平成21年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成26年5月14日前に、改正前の要綱によりされている申請、通知、その他の手続は、それぞれ改正後の要綱の相当規定に基づいてされた申請、通知、その他の手続とみなす。
- 3 改正前の要綱の様式による請求書(様式第3号)で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、当分の間使用することができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から適用する。
- 2 平成26年12月18日前に、改正前の要綱によりされている申請、通知、その他の手続は、それぞれ改正後の要綱の相当規定に基づいてされた申請、通知、その他の手続とみなす。
- 3 改正前の要綱の様式による請求書(様式第3号)で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、当分の間使用することができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年1月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱によりされている申請、通知、その他の手続は、それぞれ改正後の要綱の相当規定に基づいてされた申請、通知、その他の手続とみなす。

付 則

この要綱は、平成28年12月19日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から適用する。
- 2 この要綱の改正後の規定は、平成30年8月以後の高等職業訓練促進給付金の支給について適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年8月30日から適用する。